

3 教生推第 23 号  
開若発 0921 第 1 号  
令和 3 年 9 月 21 日

各都道府県・指定都市教育委員会高等学校等主管課長  
各都道府県私立学校主管課長  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務担当課長  
各都道府県教育委員会専修学校主管課長  
各都道府県専修学校主管課長  
専修学校を置く国立大学法人担当課長  
高等学校を設置する学校設置会社を所轄する  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を  
受けた各地方公共団体担当課長  
厚生労働省医政局医療経営支援課長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

殿

文 部 科 学 省

総合教育政策局生涯学習推進課長

山 下 洋

(公印省略)

初等中等教育局児童生徒課長

江 口 有 隣

(公印省略)

厚 生 労 働 省

参事官 (若年者・キャリア形成支援担当)

河 嶋 正 敏

(公印省略)

中途退学者等への切れ目のない支援に係る好事例について (周知)

現在、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び専修学校高等課程 (以下

「高等学校等」という。)の中途退学者、中途退学し就労等へ進路変更することが明確化した者、進路未決定卒業生及び進路未決定卒業予定者(以下「中途退学者等」という。)に対する就職支援については、「高等学校等、地域若者サポートステーション及びハローワーク等の関係機関間の連携強化による中途退学者等への切れ目のない支援の実施について」(平成28年6月20日付け28文科初第464号、職発0620第9号、能開0620号第4号、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省職業安定局長、厚生労働省職業能力開発局長連名通知(以下「28年連名通知」という。))及び「学校、地域若者サポートステーション、ハローワーク等の関係機関間の連携強化による中途退学者等への切れ目のない支援の実施について」(令和2年12月28日付け2文科初第1427号、開若発1228第1号、文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長、文部科学省初等中等教育局長児童生徒課長、文部科学省高等教育局学生・留学生課長、厚生労働省参事官(若年者・キャリア形成支援担当)連名通知)を踏まえ、高等学校等と連携を図りながら、ハローワークによる支援のほか、全国に設置されている地域若者サポートステーション(以下「サポステ」という。)において、アウトリーチ型の支援が実施されているところです。

28年連名通知においては、「第1 高等学校等において取り組むべき具体的事項」として、「2 サポステ等の関係機関との間で定期的な会議の開催等を通じ、就労・自立支援を求める中途退学者等について情報共有を図る」こととされておりますが、高知県においては、県個人情報保護制度委員会の答申を踏まえ、中途退学者等の個人情報をサポステに提供する「若者はばたけネット」という情報把握システムが構築されています。これにより、県立高等学校等においては、本人や保護者の同意を得ることなく、中途退学者等の個人情報を各高等学校等が県教育委員会を通じてサポステに提供することが可能となり、中途退学者等への切れ目のない支援が効果的に実施されています。なお、国立及び私立高等学校等においては直接、市町村(学校組合)立高等学校等においては所轄庁(市町村教育委員会等)を通じて、同意書を県教育委員会に提出し、サポステに情報伝達することとなっています。

また、同県においては、厚生労働省高知労働局がサポステ事業を委託した法人に対し、県教育委員会が「修学支援」事業を委託することにより、サポステにおいて「就労支援」と「修学支援」とを一体的に実施することが可能となり、中途退学者等のニーズに応じた支援が可能となっています。

については、貴職においても、上記の好事例について広く周知いただくとともに、学校、サポステ、ハローワーク等の関係機関間の連携がより一層推進されるよう必要な指導、助言及び援助をお願いいたします。

このことについて、各都道府県・指定都市教育委員会においては域内の市町村教育委

員会、所管する中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び専修学校に対して、各都道府県においては所轄の学校法人及び専修学校に対して、国公立大学法人においてはその設置する高等学校、中等教育学校及び専修学校に対して、高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体においては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省においては所管の専修学校に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

【参考】 中学校卒業時及び高校中退時進路未定者の若者サポートステーションへの誘導  
「若者はばたけネット」の仕組み

**【本件問合せ先】**

＜若者はばたけネットについて＞

文部科学省総合教育政策局  
生涯学習推進課職業教育推進係

TEL：03-5253-4111（内線3466, 3253）

＜地域若者サポートステーションについて＞

厚生労働省人材開発統括官  
若年者・キャリア形成支援担当参事官室  
若年自立支援係

TEL：03-5253-1111（内線5937, 5321）